

天理市告示第 8 9 号

都市計画（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画下水道の（変更）認可に係る図書の写しの送付を奈良県知事より受けたので、次のとおり告示し、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 7 日

天理市長 並河 健

1. 施行者の名称

天理市

2. 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道

3. 事業施行期間

変更後の事業施行期間

昭和43年 9 月 20 日から令和14年 3 月 31 日まで

4. 事業地

変更後の事業地

（1）収用の部分

平成30年10月奈良県告示第205号のとおり

（2）使用の部分

昭和49年5月奈良県告示第79号、昭和51年1月奈良県告示第530号、昭和51年3月奈良県告示第683号、昭和54年10月奈良県告示第403号、昭和57年1月奈良県告示第652号、昭和58年8月奈良県告示第303号、昭和63年8月奈良県告示第297号、平成2年3月奈良県告示第43号、平成5年12月奈良県告示第489号、平成9年1月奈良県告示第558号、平成12年8月奈良県告示第209号、平成14年7月奈良県告示第195号、平成19年11月奈良県告示第300号、平成23年3月奈良県告示第417号、平成30年3月奈良県告示第561号及び平成30年10月奈良県告示第205号の事業地のうち天理市庵治町、森本町、蔵之庄町、櫟本町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、小路町、稲葉町、岩室町、

杣之内町、三昧田町、乙木町、佐保庄町、園原町、兵庫町、萱生町、成願寺町、長柄町、新泉町、海知町、岸田町、檜垣町、柳本町及び備前町地内において事業地を変更する。

5. 縦覧場所

天理市川原城町600-10（奈良県広域水道企業団天理事務所内）
天理市建設部下水道課